

○雲南市空き家情報活用制度要綱

平成21年6月30日

告示第150号

改正 平成24年8月31日告示第179号

平成27年3月23日告示第72号

平成28年3月25日告示第141号

平成28年12月27日告示第402号

平成31年3月22日告示第128号

令和2年4月1日告示第145号

令和4年4月1日告示第248号

令和5年3月23日告示第351号

令和7年4月1日告示第255号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市の空き家の有効活用を通して、定住促進と地域の活性化を図るため、雲南市空き家情報活用制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報活用制度 雲南市に存する空き家を登録し、雲南市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して情報提供を行うことをいう。
- (2) 空き家 雲南市内の使用されていない民家（予定となるものを含む。）のうち、業者等を介さない一戸建ての物件をいう。ただし、雲南市地域連携型空き家活用促進協定に基づく業者等が取り扱う物件については、その業者等が所有する物件を除き、これを含むものとする。
- (3) 所有者等 当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 業者等 営利を目的として住宅の賃貸若しくは売買を行う法人又は個人をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家情報活用制度以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報活用制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、雲南市空き家情報活用制度登録申請書

(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは、空き家情報活用制度データベース（以下「空き家バンク」という。）に登録し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅延なく雲南市空き家情報活用制度登録変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容等を確認の上、空き家バンクに登録する。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 空き家登録者は、当該空き家に係る所有権その他権利に異動があったとき、又はその他の理由で空き家バンクの登録を抹消しようとするときは、登録抹消届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容等を確認の上、空き家バンクに登録する。

(情報提供等)

第7条 市長は必要に応じて、雲南市空き家情報活用制度利用申込書（様式第4号）により申請をした利用希望者に対して空き家バンクに登録された情報を提供するものとする。

- 2 利用希望者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活動に積極的に参加するとともに、よき地域住民として生活しようとする者

- (2) その他、市長が適当と認めたる者

- 3 市長は、空き家登録者及び利用希望者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

- 4 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(情報提供の中止)

第8条 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクによる情報提供を中止することができるものとする。

- (1) 空き家の利用目的等が前条第2項の規定に該当しないこととなったとき。

- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は居住地域を害するおそれがあると認められたとき。

- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(個人情報保護)

第9条 第4条第2項の規定による空き家バンクに保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び雲南市個人情報保護法施行条例（令和4年雲南市条例第23号）に定めるところによる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月31日告示第179号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第72号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第141号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日告示第402号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第128号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第145号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第248号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第351号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第255号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

雲南市長 様

雲南市空き家情報活用制度 登録申請書

雲南市空き家情報活用制度への登録を申請します。

登録申請者 (原則、所有者)	住所	〒 ー
	氏名	(ふりがな)
	電話番号	(固定) ー ー (携帯) ー ー
登録申請者と 空き家の権利 関係 (該当する番 号に○印)	1. 単独名義で空き家の土地建物の全部を所有している 2. 共有名義で空き家の土地建物の全部を所有している 3. 相続手続きが必要である 4. その他 ()	
空き家所在地	〒 ー 雲南市 町 番地	
売買・賃貸の別 (該当する番 号に○印)	1. 売却希望 2. 賃貸希望 3. 売却・賃貸とも	
価格等の希望	売買価格	円
	賃借料等	家賃 円/月 敷金 月分
仲介業者	業者名： () ※雲南市不動産協会の加盟業者に限り	
添付書類	○同意・確認書 ○固定資産(土地・家屋)課税明細書の写し、または土地・家屋名寄 帳兼課税台帳の写し ○その他、市長が必要と認めるもの(登録申請者以外の所有者・相続 人等の同意書など)	

(受付欄)

課長	合議	担当者	登録番号	
			登録日	年 月 日

様式第1号裏面（第4条関係）

所有されている空き家の状況及び賃貸売買の条件についてご記入ください。

空き家の状況 (○印)	用途	住宅・店舗付住宅・ その他（ ）			
	母屋の 構造等	造：木造・軽量鉄骨造・プレハブ・その他（ ） 階数：平屋・2階・中2階・3階・3階・その他（ ） 屋根：瓦・草葺・トタン・その他（ ）			
	間取り	和室（ 畳 室、 畳 室） 洋室（ 室）、リビング・ダイニング（ 室）			
	延床面積	m ² 建築面積		m ²	
	建築時期	年 月 頃			
	※リフォーム歴（あれば記入）				
	場 所		時 期		
	空き家と なった 時期等	年 月 頃 空き家となった経緯 （ ）			
傷み具合	1. 即入居可 2. 小修繕必要 3. 大修繕必要				
土地の面積	宅地	m ² 、田	m ² 、畑	m ² 、山林	
	その他	m ²			
整備状況等 (○印)	水道	上水道・自家水（井戸、山水）			
	排水	公共下水・農業集落排水・合併浄化槽・ 単独浄化槽・河川放流			
	台所	(調理) ガス・電気・薪 (給湯) ガス・電気・灯油			
	トイレ	(区分) 洋式・和式 (方法) 水洗・簡易水洗・汲み取り			
	風呂	(給湯) ガス・電気・灯油・薪 (設備) 脱衣室・浴槽・シャワー			
	駐車場	(有無)	あり・なし	(車庫)	あり・なし
		(台数)	1台・2台・3台・4台以上		
	ペット	(可否)	可・否・協議		
		(種類)	犬（屋内・屋外）・猫・その他		
	家庭菜園	(可否)	可・否・協議		
	事故等	(有無)	あり・なし		
	(内容)				
片付け補助金活用	(有無)	あり・なし			
その他、特記事項					

様式第1号別紙（第4条関係）

同意・確認書

雲南市が運営する「雲南市空き家情報活用制度」（以下、「空き家バンク」）の登録にあたり、空き家バンク担当者より下記事項の説明を受け、内容を理解した上、同意いたします。

記

（個人情報等の取り扱い）

1. 空き家バンクでは、登録された物件情報（所有者および管理者の氏名、住所、電話番号等を除く）を雲南市定住情報サイト「ほっこり雲南」を通じて一般に公開します。
2. 空き家バンクでは、物件調査に必要な範囲で雲南市税務課が保有する所有者の固定資産税課税情報を取得します。
3. 空き家バンクでは、物件調査に必要な範囲で雲南市農業委員会事務局が保有する所有者の農地情報を取得します。
4. 雲南不動産協会の事務局は、仲介業者選定に必要な範囲で物件情報（所有者および管理者の氏名、住所、電話番号等を含む）を協会加盟業者に提供します。
5. 雲南不動産協会、およびその加盟業者は、空き家バンクを運営する雲南市との「雲南市地域連携型空き家活用促進に関する協定書」に基づき、個人情報保護に配慮することを誓約しています。

（媒介業者）

6. 空き家バンク登録物件の取引（売買、賃貸とも）は、すべて雲南不動産協会に加盟する宅地建物取引業者の仲介によって行います。
7. 宅地建物取引業者の仲介には、宅地建物取引業法等の法令で定められた仲介手数料が必要です。

（その他）

8. 空き家バンクは、ウェブサイト掲載等を通じて空き家の利用希望者を見つけるお手伝いをします。登録された物件を所有者に代わって管理したり、利用希望者との売買・賃貸の交渉・契約に関与したりはしません。

年 月 日

登録申請者 住所

氏名

印

（物件所在地）雲南市

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

雲南市長 様

雲南市空き家情報活用制度 登録変更届

雲南市空き家情報活用制度の登録事項の変更を届け出ます。

登録申請者	住 所	〒	—
	氏 名		
	電話番号	(固定)	— —
		(携帯)	— —
空き家所在地	雲南市	町	番地
変更内容 (該当する番号 に○印)	1. 売却・賃貸の変更 2. 売買価格、家賃・敷金の変更 3. 指定仲介業者の変更 4. 登録申請者の氏名・住所・電話番号の変更 選択した1～4の内容を具体的に記入ください。 () ※上記1～4に含まれない軽微な変更については、適宜、担当者までご連絡ください。		
届出者 ※登録申請者と異なる場合のみ	住所	〒	—
	氏名	㊞	
	電話番号	(固定)	— —
		(携帯)	— —

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

雲南市長 様

雲南市空き家情報活用制度 登録抹消届

雲南市空き家情報活用制度の登録の抹消を届け出ます。

登録申請者	住所	〒	—
	氏名		
	電話番号	(固定)	— —
		(携帯)	— —
空き家所在地	雲南市	町	番地
抹消理由 (該当する番号に○印)	1. 売却		
	買主 氏名 ()		
	仲介業者 ()		
2. 賃貸			
借主 氏名 ()			
仲介業者 ()			
3. その他			
1) 解体			
2) 修繕			
3) 家族・親族等入居			
4) 直接取引			
5) その他 ()			
届出者 ※登録申請者と異なる場合のみ	住所	〒	—
	氏名		
	電話番号	(固定)	— —
		(携帯)	— —

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

雲南市長 様

雲南市空き家情報活用制度利用申込書

私は、雲南市空き家情報活用制度の利用をたく申し込みます。

申請者	氏名			(年齢)	
		(ご職業 (お勤め先))			
	住所				
	連絡先	(電話) (メール)	(FAX)		
同居の 構成	氏名	年齢	続柄	ご職業 (お勤め先) ・ 学校	
希望条件	項目	選択肢			
	利用目的	住宅 ・ 住宅兼店舗 ・ その他()			
	場所	市街地 ・ 郊外 ・ 田舎			
	広さ	2DK以下 ・ 3DK ・ 4DK ・ 5LDK以上			
	形態	賃貸 ・ 売買 ・ どちらでも			
	家賃 (月)	2万円以下 ・ 3万円 ・ 4万円 ・ 4万円以上			
	購入価格	200万円以下 ・ 300～400万円 ・ 500万円以上			
	程度	綺麗 ・ 少し古い ・ 古民家			
	痛み (修繕)	即入居可 ・ 小修繕可 ・ 大修繕可			
	飲料水	上水道 ・ 自家水 (井戸・架け水)			
	トイレ	(形式) 洋式 ・ 和式 (方法) 水洗 ・ 簡易水洗 ・ 汲み取り			
	キッチン	(方法) ガス ・ 電気 ・ 灯油 ・ 焚き (かまど)			
	風呂	(方法) ガス ・ 電気 ・ 灯油 ・ 焚き			
	駐車場	1台 ・ 2台 ・ 3台 ・ 3台以上			
	希望校区	なし ・ あり (学校名:)			
	ペット	なし ・ あり (種類等:)			
その他 の希望					
制度利用の条件 (承諾事項)	利用目的が本制度の趣旨に反すると判断した場合は、情報提供や紹介は直ちに打ち切らせていただきます。 本制度で提供する物件情報は、不動産業者等が扱う情報とは異なります。空き家物件は老朽化や不備がある場合もありますので、あらかじめご承知おきください。 ご希望の条件に該当がない場合は、情報提供をお断りする場合もあります。 知りえた情報の目的外の利用および第三者への提供流布はかたく禁じます。				

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)